平成２３年（フ）第１０６号
札幌市東区北18条東16丁目２番３号　おにづかコーポＢ－３
債務者　駒澤　　猛
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４５号
札幌市手稲区金山１条２丁目22番26号
債務者　庄田　充利
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４６号
札幌市手稲区金山１条２丁目22番26号
債務者　庄田こずゑ
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１６５号
札幌市豊平区月寒東１条11丁目１番２－403号
債務者　戸田　　望（旧姓菊地）
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１６９号
札幌市北区北29条西６丁目２番６号　シャローハイムＢ号
債務者　徳永　雅枝
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２３５号
札幌市北区篠路２条８丁目３番25号
債務者　大島　芳彦
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２３９号
札幌市北区篠路７条２丁目２番34号
債務者　佐藤　裕介
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２５７号
北海道石狩市花川南５条２丁目217番地　コーポハミング花川Ｂ105号
債務者　増本みち子
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３０３号
札幌市清田区清田７条３丁目13番21号　メモリアル清田201号
債務者　前川まゆみ
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８号
北海道伊達市舟岡町154番地２　にれの木団地９－304号室
債務者　菊地　　亮
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第１９号
北海道室蘭市東町４丁目25番２号
債務者　山崎　　進
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第２号
北海道稚内市大黒５丁目６番16号
債務者　堀内　誠司
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２３年（フ）第１号
北海道網走市つくしケ丘３丁目８番８－３号
債務者　中谷　臣浩
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２３年（フ）第３号
北海道網走市潮見６丁目６番８－４号
債務者　八鍬　洋子（旧姓道下）
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２３年（フ）第１１号
岩手県胆沢郡金ケ崎町西根裏小路１番地５
債務者　鈴木　重人
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２３年（フ）第３４号
埼玉県坂戸市西坂戸５丁目41番地１
債務者　小島　京子
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１１６号
埼玉県ふじみ野市緑ケ丘２丁目13番８号　桜ケ丘ハイツ102
債務者　長堀　久俊
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１２０号
埼玉県ふじみ野市緑ケ丘２丁目13番８号　桜ケ丘ハイツ102
債務者　長堀千代子
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部